

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	美容所の使用前検査		
根拠法令及び条項	美容師法第12条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 美容師法第13条第1号～3号 同4号で定める条例：那覇市美容師法施行条例第3条(別表2)		
審査基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(10日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考	法令等の規定において判断基準が言い尽くされている。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

別表第2(第3条関係)

- (1) 美容所には、美容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
- (2) 美容所は、住居等と区分すること。
- (3) 作業場の床面積は、美容いす2脚まで9.9平方メートル以上とし、美容いす1脚増すごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (4) 腰板の高さは、床面から60センチメートル以上とすること。
- (5) 天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。
- (6) 美容所(便所その他客の利用する場所を含む。)は、月1回以上ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (7) 常時備え付ける布片類及び美容器具等の種類及び数は、[次の表](#)のとおりとすること。

布片類及び美容器具等	備付数
1 タオル	美容いす1脚ごと 20枚以上
2 カッティングクロス	美容いす1脚ごと 2枚以上
3 シャンプークロス	美容いす1脚ごと 1枚以上
4 化粧衣	美容いす1脚ごと 1枚以上
5 セットコーム	美容いす1脚ごと 2個以上
6 テールコーム	美容いす1脚ごと 2個以上
7 荒ぐし	美容いす1脚ごと 2個以上
8 かみそり	美容いす1脚ごと 2個以上
9 はさみ	美容いす1脚ごと 2個以上
10 ローションブラシ(又はヘアーダイブラシ)	美容いす1脚ごと 2個以上
11 ヘアーブラシ	美容いす1脚ごと 2個以上
12 刷毛	美容いす1脚ごと 2個以上
13 ローションカップ(又はヘアーダイカップ)	美容いす1脚ごと 1個以上
14 スポイト	美容いす1脚ごと 1個以上
15 ドライヤー	1美容所ごと 1台以上
16 セット台	1美容所ごと 1台以上
17 液量計	1美容所ごと 1個以上